

現行職業能力開発促進法等上の職業能力評価制度の体系

【法の目的（法第1条）】

○（前略）職業訓練及び職業能力検定の内容及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し（後略）
→職業訓練、職業能力検定が職業能力開発促進施策の二本柱に位置づけ

【職業訓練（法第15条の6等）】

○国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、（中略）職業訓練（中略）施設を設置して、（中略）職業訓練を行うものとする。
→国及び都道府県が行う職業訓練の目的等が明確化

【職業訓練制度と職業能力検定制度の連携（政省令関係規定）】

○職業訓練修了を技能検定の受検資格、免除要件に活用
○技能検定合格を訓練指導員免除資格として活用等

【職業能力検定（法第3条の2⑤項）】

○職業能力検定は、職業能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の整備及び試験その他の方法の充実が図られ、（中略）職業に必要な技能及びこれに関する知識についての評価が適正になされるように行われなければならない。
→職業能力検定の目的、評価の対象等が明確化

【受講指示（職業安定法第19条、雇用保険法第24条等）】

→公共職業安定所長が職業指導の一環として指示する公共職業訓練を受講する雇用保険受給資格者に対する訓練延長給付等の措置を規定：職業訓練の雇用対策上の位置づけが明確化

【技能検定（法第5章）】

○技能検定は、厚生労働大臣が、政令に定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。／技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。／技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。／技能士でない者は、技能士という名称を用いてはならない。
→職業能力検定の一形態としての技能検定の、職種・等級、試験方法の基本的枠組み、名称独占型の国家検定としての位置づけが規定

*認定技能審査、認定社内検定制度（それぞれ大臣告示に基づくもの）も、広義の職業能力検定制度の一環

○このように、職業能力評価制度と職業訓練、職業訓練と就職支援は密接不可分の制度設計。
○さらに、能力評価制度は、評価基準と、これに準拠した検定・資格制度としての職業能力検定（具体には技能検定）という重層構造。

【職業能力評価基準を踏まえた職業能力検定制度の充実（雇用対策法第17条）】

○（前略）事業主団体その他の関係者の協力の下に、職業能力の評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する職業能力の程度を検定する制度を確立（後略）
→評価基準の職業能力検定の基盤としての位置づけが明確化